

## 1 令和2年度修正の方針

千葉県石油コンビナート等特別防災区域における災害の未然防止及び拡大防止等のため、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正及び風水害対策などを反映させる。

## 2 主な修正内容

### (1) 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和元年5月)の改定の反映

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を新たに記載(本編 P86~P91)

本県の石油コンビナート等特別防災区域の6市は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により地震対策を講じる必要のある地域として国から指定されていないものの、対策を講じる必要な地域に隣接していること、大量の危険物等の貯蔵、取扱があることから、地震災害の未然防止に対して、積極的な防災対策を実施する必要があるため、特定事業所等に対し、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に準じた対応(以下6点)を要請する。

#### (ア) 情報の収集及び伝達

- ・ 県からの情報伝達及び各機関内の防災対応職員への周知等伝達方法の確立
- ・ 特定事業所は実施した防災対応を報告

#### (イ) 活動態勢の整備

- ・ 防災本部(県): 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際は、非常第2配備を敷き、防災対応を実施
- ・ 特定事業所: 特定事業所等は、速やかに防災要員等を確保し、防災規程等に定めるところにより、防災対応を実施
- ・ 防災関係機関: 防災業務計画等に準拠し、防災体制を確立し、他の機関等と連携を図りながら、防災対応を実施

#### (ウ) 危険物施設等のとるべき措置

- ・ 各特定事業所において、防災規程に基づき、必要な応急的保安措置を実施

#### (エ) 訓練の実施

- ・ 南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達ルート、防災対応等を確認

#### (オ) 教育の実施

- ・ 南海トラフ地震臨時情報に関する教育(想定される地震、実施すべき防災対応)を実施

#### (カ) 広報

- ・ 付近住民自治会等に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に各事業所が実施する措置の内容等について、平素から理解と協力が得られるよう努める

## (2) 災害時等における配備基準等の見直し

○令和元年台風15号等の教訓を踏まえた風水害対策の修正

(ア) 配備基準の見直し（非常第二配備）

①特別防災区域が所在する市に大雨特別警報等が発表されたとき（自動配備）

(P103)

②特別防災区域が所在する市が暴風域に入ることが確実と予想される場合で、本部長が必要と認めたとき（P104）

(イ) 被害状況調査を追加

特別防災区域において、大雨、強風、高潮等による被害が予想され、防災本部が必要と認めた場合に被害調査を実施する（P113～P116）

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際及び、慣例により運用されていた基準を明文化（P103）

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、非常第二配備を敷く

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時は、非常第一配備を敷く

## (3) 現地連絡室の効果的な運用

○他県（山口県）の先進的事例を参考に、効果的に現地連絡室が運用できるよう、各特定事業所において、「設置予定場所」、「情報提供責任者」、「提供すべき内容」を定めるよう要請（P110～P111）

## (4) スクラムフォース（消防ロボットシステム）の運用

○石油タンクやプラント火災における同システムの出動を明記（P139）

## (5) 時点修正等

○統計数値の時点修正、各機関における組織改編による組織名の変更、事業所の名称変更等を反映

### 3 令和2年度修正に係る意見募集等について

令和2年度修正(案)作成までに、防災本部幹事、関係公共機関及び特定事業者等に対して実施した意見募集等の結果については次のとおり。

#### (1) 防災本部幹事、関係公共機関、特定事業者等への文書照会（計3回）

①実施期間 平成31年4月15日～5月31日

意見提出者数 47名、延べ意見数 156件

<主な修正意見>

時点修正が主

②実施期間 令和元年7月3日～7月24日

意見提出者数 14名、延べ意見数 30件

<主な修正意見>

時点修正が主

③実施期間 令和2年3月11日～3月24日

意見提出者数 6名、延べ意見数 7件

<主な修正意見の概要>

内容	県の考え方
「第2節 異常現象等の通報 1 通報基準 (3)大雨、強風、高潮等の発生時 ア 特定事業所」の、「特定事業所は防災本部が必要と認めた場合には、…省略…、その結果を消防機関に通報するものとする」と記載されているが、どの程度の大雨等なのか、具体的に記載していただきたい。	風水害においては、地震時とは異なり一定の報告基準を設定するのが困難と考えております。(例えば、仮に設定した報告基準雨量以下でも何日も続けば災害発生の可能性が高くなるなど)したがって、運用の幅を持たせるためにこのような表記とさせていただきました。実際に報告が必要となった場合は、防災本部(県)から関係消防機関及び特定事業所へ報告依頼を伝達しますので、特定事業所は関係消防機関を通じて報告していただく形となります。

#### (2) ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）による意見募集

実施期間 令和2年4月10日～5月11日

意見提出者数 1名、延べ意見 47件

<主な修正意見の概要>

別表とおりの

## 「千葉県石油コンビナート等防災計画令和2年度修正案」に対する意見と県の考え方

千葉県防災危機管理部消防課  
 予防・石油コンビナート班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和2年4月10日（金）～5月11日（月）  
 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（47件）  
 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

内容	県の考え方
<p>1 意見</p> <p>第3編 計画            第1章 予防対策            第1部 事故対策            第4節 保安管理体制69ページ～            災害時に重要業務を継続するため、また、大規模な感染症発生時にも的確な災害対応が図れるよう、特定事業所における事業継続計画（BCP）の策定を推奨してはどうか。</p> <p>第3編 計画            第1章 予防対策            第2部 地震対策            第5節 防災教育及び広報            2 広報91ページ            10行目 「また、特別防災区域に所在するその他事業所についても、特定事業所に準じた地震防災対策の策定、実施について教育、指導を図るものとする。」とあるが、具体的にはどのような方法を用いるのか。</p> <p>第3編 計画            第1章 予防対策            第2部 地震対策            第7節 東海地震注意（予知）報等に伴う措置            4 その他102ページ            （表）広域交通規制対象道路及び広域交通検問所 東京外環道は指定されていないのか。</p>	<p>災害時において、特定事業所等が大きな被害を受け、再開に長い時間を必要とする事態に陥ると、石油製品等の供給が滞るなど経済や社会生活に大きな影響を及ぼします。こうした影響を最小限に留めるため、事前に災害時などにおける損害を想定し、計画しておく「事業継続計画（BCP）」は非常に重要と考えておりますので、策定の推進について追加いたします。</p> <p>その他事業所については、石油コンビナート等災害防止法（石災法）上、特定事業所のような災害の発生及び拡大防止等の責務を負ってはおりませんが、特別防災区域に係る災害の特殊性をかんがみ、防災関係機関等と連携しながら、特別防災区域協議会等の研修会など、様々な機会を捉えその他事業所への教育、指導に努めてまいります。</p> <p>現在、気象庁では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っておりませんが、関係機関へ確認した結果、東京外環道（東京外かく環状道路）は、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所に指定されておりましたので、東京外環道を追加いたします。</p>

<p>2 時点修正が必要と思われるもの</p> <p>第3編 計画  第1章 予防対策  第1部 事故対策  第1節 危険物施設等の災害予防対策  2 高圧ガス施設61ページ  42行目  日本工業規格T8150(1992)  →T8150(2006)</p> <p>第3編 計画  第1章 予防対策  第2部 地震対策  第1節 危険物施設等の対策  2 高圧ガス設備81ページ  19行目  平成36年→令和6年</p> <p>第3編 計画  第2章 応急対策  第9節 自衛隊の災害派遣要請計画  1 自衛隊への災害派遣要請  171ページ～  2 災害派遣の方法(防災危機管理部、市町村)  (1) 知事の要請による災害派遣  (ウの末尾に追加)  <u>市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</u>  (2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣  (アの末尾に追加)  <u>市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</u>  (オの後にカを追加) ※カは現在パブコメ中の、千葉県地域防災計画修正(案)で新設カ 大規模な災害が発生した際には、<u>自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。  また、「日本工業規格」についても法改正に伴い「日本産業規格」となっておりますので、こちらも修正します。</p> <p>御意見のとおり、修正します。</p> <p>御意見のとおり、修正します。</p>
--	--

4 知事への災害派遣の要請の要求 (防災危機管理部、市町村)

5 自衛隊との連絡 (防災危機管理部)

(3) 連絡所の設置

通常は本庁舎 5 階に→通常は県庁内中庁舎  
10 階に

6 災害派遣部隊の受入体制 (防災危機管理部、市町村)



第3編 計画

第2章 応急対策

第10節 地震発生時等における応急  
対策

4 情報の収集・伝達 184ページ  
35行目

ソーシャルネットワーキングサービス  
今回 p.119 からは削除。削除漏れ。

御意見のとおり、修正します。

第3編 計画

第3章 公共施設等の災害復旧

第1節 電気施設（東京電力ホール  
ディングス株）

3 災害復旧等応急出動隊の一般的  
構成及び機材

187ページ1行目

東京電力パワーグリッド(株)千葉支店  
→東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社

御意見のとおり、修正します。



4 よりわかりやすい表現にしたほうがよいと思われるもの

第3編 計画

第2部 地震対策

第1節 危険物施設等の対策

1 危険物施設

80ページ26行目

58.9.29付け消防危第89号

→昭和58.9.29付け防危第89号

御意見のとおり、修正します。

第3編 計画

第2章 応急対策

第1節 防災本部の活動体制

1 災害時等における配備体制及び  
配備基準

103ページ30行目

法第29条→石災法第29条

御意見のとおり、修正します。

<p>5 県公用文作成の基準に照らして修正したほうがよいと思われるもの（章・節は省略）</p>	
<p>32 ページ4行目 従って、起こり得る →<u>したがって</u>、起こり得る</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>33 ページ5行目（表を除く） 確率は<u>0.5</u>→0.9程度 →確率は0.5→0.9程度</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>38 ページ 6行目 内閣府より→内閣府<u>から</u> 11行目 平成28年1月より→平成28年1月<u>から</u> 表の注) 事業所毎に→事業所<u>ごとに</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>44 ページ表-19（表中・欄外） タンク毎→タンク<u>ごと</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>45 ページ欄外 海上災害防止センターHP より →海上災害防止センターHP <u>から</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>49 ページ1地盤（基盤） いかなる場合でも<u>安全</u> →いかなる場合でも安全</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>50 ページ 2行目 日常より→日常<u>から</u> 4行目 充分→<u>十分</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>57 ページ表中(5)取出弁、グランド部 僅か<u>つつ</u>→僅か<u>ずつ</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>60 ページ 37行目 日常より→日常<u>から</u> 39行目 風上より→風上<u>から</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>61 ページ14行目 日常より→日常<u>から</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>63 ページ 42行目 屋外<u>タンク</u>→屋外タンク 46行目 よりバルブ→<u>から</u>バルブ</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>

<p>64 ページ4行目及び31行目  予め→<u>あらかじめ</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>67 ページ欄外  1 / 3 づつ→1 / 3 <u>ずつ</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>68 ページ28行目  事業所の境界より→事業所の境界<u>から</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>72 ページ4行目及び7行目  資機材毎→資機材<u>ごと</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>73 ページ  4行目 充分→<u>十分</u>  7行目 手続き→<u>手続</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>78 ページ26行目  各特別防災区域毎→各特別防災区域<u>ごと</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>79 ページ13行目  特別防災区域毎→特別防災区域<u>ごと</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>92 ページ7行目  平成29年11月1日より  →平成29年11月1日<u>から</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>105 ページ欄外4行目  応援するものと<u>する</u>  →応援するものとする</p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>111 ページ2行目及び8行目  予め→<u>あらかじめ</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>130 ページ表中  タンク毎→タンク<u>ごと</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>131 ページ42行目  予め→<u>あらかじめ</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>138 ページ最終行  手続き→<u>手続</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>141 ページ37行目及び40行目  従って→<u>したがって</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>
<p>160 ページ  14行目 場合の<u>耐熱服</u>→場合の耐熱服  32行目 充分→<u>十分</u></p>	<p>御意見のとおり、修正します。</p>

163 ページ 26 行目 予め→ <u>あらかじめ</u>	御意見のとおり、修正します。
168 ページ 34 行目 各機関毎→各機関 <u>ごと</u>	御意見のとおり、修正します。
180 ページ 44 行目 各設備毎→各設備 <u>ごと</u>	御意見のとおり、修正します。
181 ページ 震度別非常措置基準表（例） 設備毎→設備 <u>ごと</u>	御意見のとおり、修正します。
206 ページ 5 行目 水防現地指導班より→水防現地指導班 <u>から</u>	御意見のとおり、修正します。